

議案第 5 号

三次市立学校の設置について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 5 条第 2 項第 3 号の規定により、次のとおり三次市立学校を設置することについて、議決を求める。

令和 8 年 5 月 2 1 日提出

三次市教育委員会教育長 迫 田 隆 範

三次市立学校の設置（案）

1 設置する学校

三次市立学びの多様化学校（三次市君田町東入君 1 0 3 6 1 番地 2）

2 設置年月日

令和 9 年 4 月 1 日

「三次市立学びの多様化学校」の概要

| | |
|-------|---|
| 開校時期 | 令和9年4月 |
| 学校名 | 三次市立学びの多様化学校 開校後、生徒等の意見を参考に改めて選定を行う。 |
| 設置場所 | 三次市君田町東入君10361番地2(旧三次市立君田中学校) |
| 校種 | 専任の校長を置く独立した中学校(本校型) |
| 学校規模 | 各学年1学級、1学年10名程度、計30名程度 |
| 対象者 | 市内に居住し、在籍する学校への登校が困難となり、不登校状態または不登校傾向が見られる生徒のうち、次のいずれにも該当する者 ア 「学びの多様化学校」で学びたいという意欲があり、保護者の理解を得ている生徒 イ 環境を変えることで、登校の可能性が高まると在籍学校長が判断する生徒 ウ 「学びの多様化学校」で卒業(もしくは年度末)まで学習を進めていくことを希望する生徒 エ 保護者の責任の下、安全な登下校が可能である生徒 オ 入校検討委員会で入学・転入が適当であると判定された生徒 |
| 通学方法 | 徒歩、自転車、公共交通機関、スクールバス、保護者による送迎 ※スクールバスは、JR 三次駅から学びの多様化学校間を朝夕各1便運行予定 ※公共交通機関利用や保護者の送迎に対する補助制度を導入予定 |
| 給食 | 給食を実施、弁当の持参も可能 |
| 校則等 | 制服や体操服、カバン等については、特に指定を行わない。 安全に学校生活を送れるよう、適宜、生徒と教職員で検討する。 |
| 学習評価 | 生徒一人ひとりの努力や成長について、その過程や結果を肯定的に評価していくことを重視する。また、評価の伝え方については、生徒の希望により選択できることとする。 |
| 学校行事 | 開校後、生徒等の意見を参考に、実施形態のあり方も含めて検討 |
| 部活動 | 開校後、生徒等の意見を参考に、実施形態のあり方も含めて検討 生徒の興味・関心に応じて、教科の学びや学校生活の中でスポーツや文化活動に取り組む。 |
| 校歌・校章 | 開校後、生徒等の意見を参考に検討 |